参考資料

１．マイナンバー提出（収集）スケジュール

２．健康保険組合がマイナンバーを収集する根拠

３．マイナンバーを提出（収集）するまでの準備

1．マイナンバー提出（収集）スケジュール

平成 28 年				平成 29 年	
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	・・・7 月
事業所ご担当者様にて、現在加入の全被保険者・被扶養者の個人番号を取得していただきます。				12 月末までの全加入者のデータを Excel（CD）にてお渡しするので、そこに個人番号を収録して、健保組合に提出いただきます。	７月より 中間サーバーを利用した情報連携開始（予定）
	6 日 説明会				
			中旬 新届出用紙送付（マイナンバー欄追加分）	新届出用紙利用開始（健康保険組合、日本年金機構　予定）	
23 日 説明会 出席 申込期限				新規取得者は、番号記入欄が追加された新しい様式での届出で取得させていただきます。	
				31 日 個人番号登録完了	

2．健康保険組合がマイナンバーを収集する根拠

◇ 事業主等からの個人番号取得の法的根拠

1．番号法第 14 条第 1 項（個人番号提供の要求）

個人番号関係事務実施者（事業主）又は個人番号利用事務実施者（健保組合）は、個人番号関係事務（社会保障や税の手続）又は個人番号利用事務（健康保険事務）を処理するために必要があるときは、本人（従業員等）又は他の個人番号関係事務実施者（従業員等、事業主）若しくは個人番号利用事務実施者（健保組合）に対して個人番号の提供を求めることができる。

2．健康保険法第 197 条（報告等）

※第 *1* 項は事業主に、第 *2* 項は被保険者に対して定めている。

① 保険者は、被保険者を使用する事業主に、第 48 条に規程する事項（資格の取得・喪失、報酬月額・賞与額）以外の事項に関し報告させ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

② 保険者は、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

※厚労省保険局保険課長通知（27.9.30）：『健康保険法（大正 11 年法律第 70 号』第 197 条第 1 項に基づき、事業主に、平成 29 年 1 月 1 日時点で被保険者である者の個人番号を報告させること。なお、平成 28 年 1 月 1 日以降、番号利用法第 14 条に基づき、事業主に対し、被保険者の個人番号の提供を求めることができること。』

３．マイナンバーを提出（収集）するまでの準備

○事業主が従業員（加入者）の個人番号を取得する際には、利用目的（源泉徴収票・支払調書作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等）について事前告知が必要である。

○事業主が従業員等の個人番号を取得できる機会として、平成 27 年 12 月の「平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けるときがある。

なお、その際には、事業主による「本人確認」が必要であること（従業員の家族分は従業員本人が行う）。

○健康保険組合が、事業主から個人番号を受け取る時期は、規程等整備後（平成 28 年 2 月の組合会で承認済み）となる。

⇒当健康保険組合では、平成 28 年 4 月 1 日より可能